

「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の策定及びフォローアップ状況について

平成 23 年 8 月 23 日
経済産業省自動車課
環境省企画課リサイクル推進室

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議（以下、「合同会議」という。）において、平成 22 年 1 月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。同報告書中において、個別課題と具体的な対策が示されたが、その一つとして、中古車と使用済自動車の取扱いの明確化について指摘されたところ。

これを受け、下取りや不法投棄等の場面毎の判断の拠り所となるガイドラインを策定すべく、本合同会議の下に新たにワーキンググループを設置し、昨年 7 月から 5 回の審議を経て、本年 2 月に「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」（以下、「報告書」という。）を取りまとめ、公表した（別添 1 参照）。

本ガイドラインを踏まえたフォローアップ状況は、以下のとおりである。

< 関係業界の取組及び自治体への対応 >

1. 社団法人日本自動車販売協会連合会

- (1) 機関誌「自動車販売」に報告書の概要を掲載。
- (2) 中古車委員会、部会の委員、各都府県支部、系列販売店協会に報告書を送付し周知を実施。

2. 社団法人全国軽自動車協会連合会

- (1) 各都道府県軽自動車協会の専務理事会議で報告書について説明するとともに、会員ディーラーへの周知を要請。
- (2) 引取業者である自動車ディーラーには所有者への適切な情報提供及び書面による所有者の意志確認が期待されている点について、各都道府県軽自動車協会に文書で通知し、軽自動車協会会員ディーラーへの周知を実施。

3. 社団法人日本中古自動車販売協会連合会

- (1) 機関誌「J U中販連」に報告書の概要を掲載。
- (2) 会員専用ネットワーク「J Uイントラネット」に報告書を掲載。
- (3) 理事会・総会等にて報告書の内容を報告。
- (4) 報告書を各都道府県協会事務局へ配布し、会員への周知を実施。

4. 一般社団法人日本オートオークション協議会

- (1) 運営委員会において、報告書について説明。
- (2) 全会員に報告書を配布し周知を実施。
- (3) 総会に経済産業省担当官の出席を依頼し、報告書について説明。

5. 一般社団法人日本ELVリサイクル機構

- (1) 広報誌「jaera ニュースレター」に報告書の概要を掲載。
- (2) 機構の会員専用サイトに報告書を掲載。
- (3) 各地域毎に開催されるブロック会議等において、機構事務局からの説明及び経済産業省担当官に出席を依頼し、報告書について説明。
- (4) 渉外委員会において「所有者の意思確認を行うための書面」の書式ひな形を策定（別添2参照）。今後、広報誌やウェブサイト、地域ブロック長を通じ、全事業者に利用促進を図る予定。

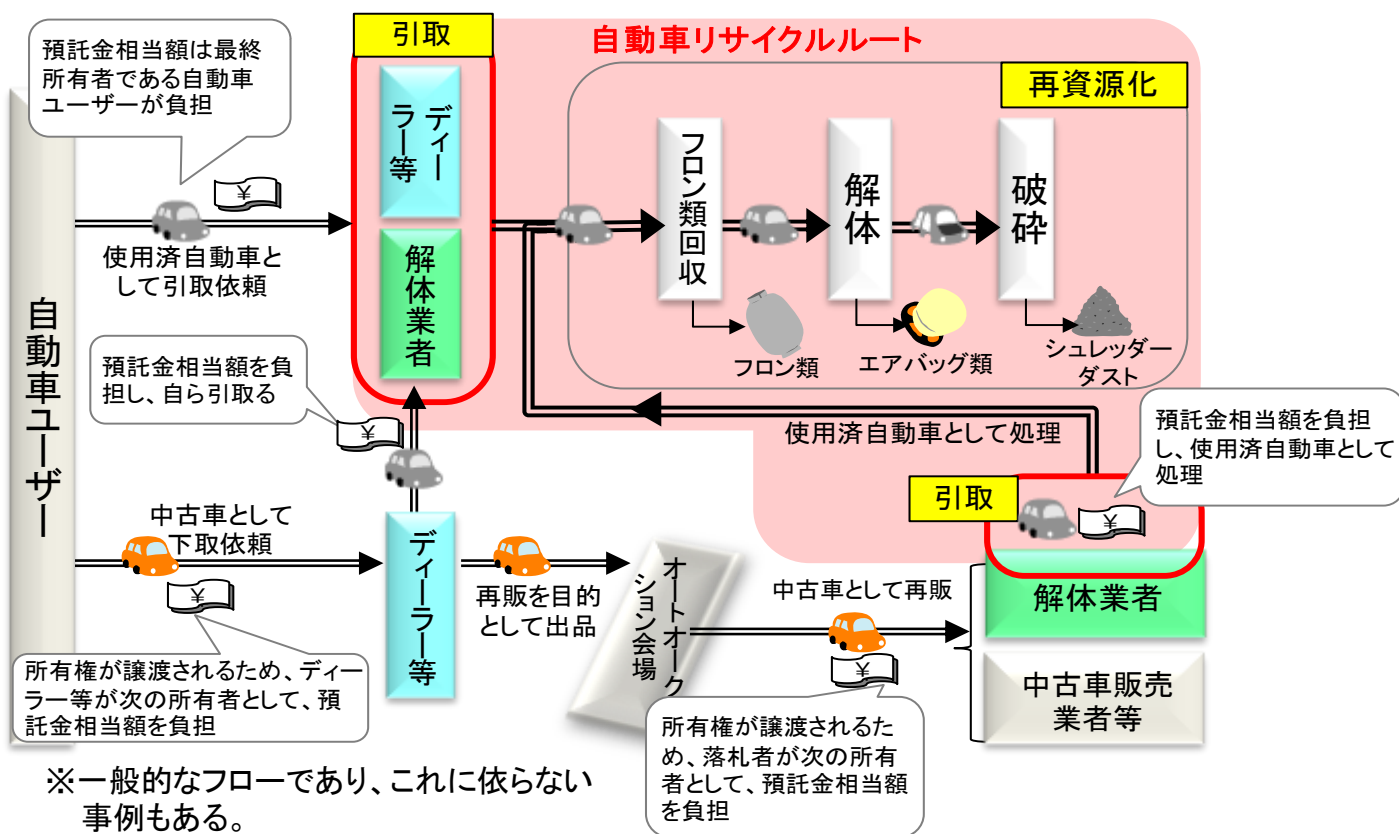
6. 自治体への対応

- (1) 自動車リサイクル関係自治体に対し、報告書を配布。
- (2) 各ブロックで開催される「自動車リサイクル関係行政連絡会議」において、報告書について説明。
- (3) 全国廃棄物・リサイクル行政主幹課長会議において、報告書のとりまとめについて周知。

使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではない。そのため、様々な場面毎の判断の手順や関係者の関与のあり方、実際の判断基準を整理し、判断の拠り所とするガイドラインを策定。

使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン

所有者がその使用を終えた自動車は、以下のように多様なルートをたどり、使用済自動車として適正処理される。



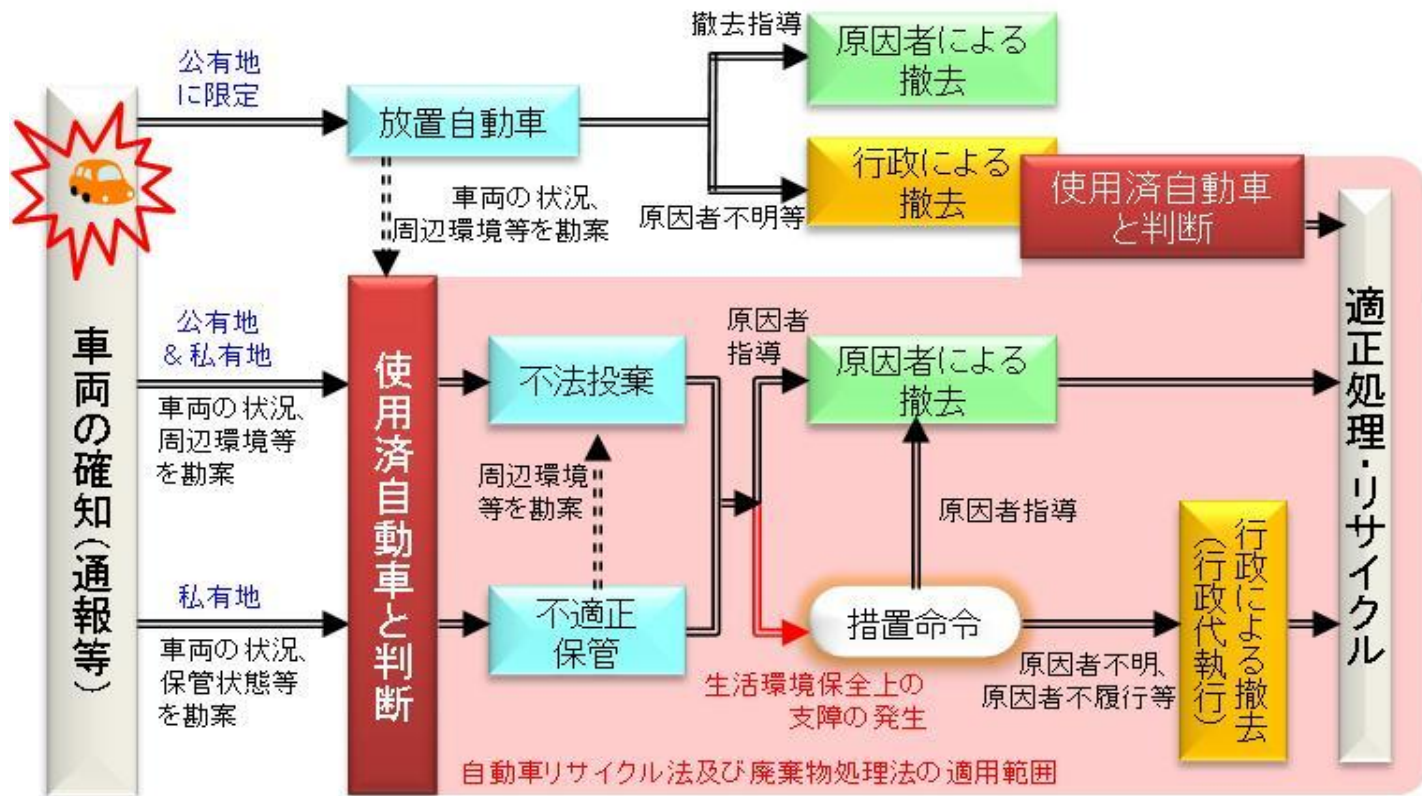
◆引取業者からの必要な情報の提供

- ・ 経済的価値、損傷状態、走行距離、年式、預託金相当額、自動車諸税還付などについて、車両の状況と照らし合わせた判断材料の提供。
- ・ 「使用済自動車引取依頼書」や中古車の「譲渡証明書」など、書面による意思確認・情報提供の実施。
- ・ 引取業務研修システム等を活用した、継続的な業務資質の向上。

◆オートオークション（AA）会場における取扱い

- ・ AA会場を通じた中古車取引が拡大する中、低年式車や多走行車等を扱う「低価格車コーナー」を設置する会場も増加。
- ・ 会場毎に定めている出品を断る事例、流札した車両の取扱いに関する取り決め等を関係者間で共有し、認識の共有化を図る。
- ・ 流札車両や使用済自動車と思われる車両の取扱いについては、定期的な各会員会場等への周知徹底等自主的な取組が図られるべき。

不法投棄・不適正保管の車両に対する地方公共団体による指導の迅速化・効率化のため、判断に資する具体的な要件の設定が必要とされている。



※一般的なフローであり、これに依らない事例もある。

◆不法投棄等と疑われる事案における使用済自動車判断基準（総合判断）

①占有者が確知されない不法投棄疑い事案

【自動車としての本来の用に供する状態であるか】

主要部品の装備状況、車両の損傷状態

【継続使用の意思が認められるか】

（そもそも継続使用の意思がある可能性は低いが、補強材料として）
ナンバープレート、車台番号の存否、使用の形跡等

・また、燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や、崖下投棄など投棄の意図が明らかな車両は使用済自動車との判断が妥当。

②占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案

【自動車としての本来の用に供する状態であるか】

主要部品の装備状況、車両の損傷状態

【継続使用または自動車として譲渡の意思が認められるか】

車台番号や車検証の存否、部品の取り外し状況等

【継続使用を前提とした管理がなされているか】 保管方法、保管場所等

作成日：平成 年 月 日

使用済自動車/中古自動車の売買に関する承諾書

売主(お客様)

買主

フリガナ		
〒	—	—
自宅電話	—	—
携帯電話	—	—
保管場所(車両を引き取りに伺う場合)		

1. 売買契約金額

A 使用済自動車として		B 中古自動車として		←「A」「B」どちらかに○印をつけてください。
① 車両価格	円	還付見込み諸掛概算 (参考)		
② リサイクル料金 未預託 預託済	円	自動車税	(有・無)	円
③ 引取費用	円	自動車重量税	(有・無)	円
④ 抹消手続費用	円	自賠責保険	(有・無)	円
差引精算額	A=①-②-③-④ B=①+②-③-④	※重量税は使用済自動車の場合のみ還付されます。		

2. 契約車両の表示および状況

車名		年式		走行距離		km
登録番号				フロン	有・無	
車台番号				エアバック	有・無	
所有者名		ローン残債	有・無	その他		
返品物	有()・無					

3. 預かり書類

車検証 委任状 譲渡証 プレート(2枚) 印鑑証明書 自賠責 住民票 その他_____

4. お振込口座 (重量税還付時使用) ※口座名義は原則として所有者のものに限ります。重量税還付先として、ゆうちょ銀行は使用できません。

銀行	支店 出張所	1. 普通 2. 当座 3. ()	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名	カタカナ
----	-----------	--------------------------	-------------------	-----	------

私は、上記事項を承諾し、その証として記名押印します。	ご契約者名	印
----------------------------	-------	---

本人確認書類 運転免許証 パスポート 健康保険証 その他()

身分証明番号 ※左詰めで記入	<input type="checkbox"/> 本人であることを確認しました。
	担当者署名欄: